

岐阜県公報

第二千三百四十三号
平成二十四年五月八日
(火曜日)

目次

規則

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

(清流の国ぎふづくり推進課) 二九七

告示

建築基準法に基づく道路の位置指定
保安林の指定予定

(建築指導課) 二九七
(下呂農林事務所) 二九八

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請
平成二十四年度狩猟免許試験の実施
平成二十四年度狩猟免許の更新のための試験及び講習の実施

(環境生活政策課) 二九八
(清流の国ぎふづくり推進課) 二九九

指定自立支援医療機関の指定

(同) 三〇〇

指定自立支援医療機関の変更届出

(保健医療課) 三〇二

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 三〇三

開発行為の工事の完了

(商業流通課) 三〇三

平成二十四年度岐阜県職員採用大学院修士課程修了者試験

(建築指導課) 三〇四

大学卒程度試験及び資格免許職(薬剤師)試験の実施

(人事委員会) 三〇五

平成二十四年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験の実施

(同) 三〇八

土地改良区役員の退任及び就任

(揖斐農林事務所) 三一〇

同

(下呂農林事務所) 三一一

土地改良区の定款の変更認可

(同) 三一一

規則

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十六号

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県立自然公園条例施行規則(昭和四十年岐阜県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第九条第八項第三号」を「第九条第八項第四号」に改める。

第二十一条第十五号中「別記第九号様式」を「別記第十一号様式の十五」に改める。

第二十三条中「第二十条第三項」の下に「第二十一条第三項」を加える。

別記第十一号様式の十五中「~~第19条第33号~~」を「~~第19条第1項第30号~~」に改める。

別記第十五号様式中「~~第7条第1項~~」を「~~第7条第1項、第20条第2項~~」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第二百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第二項に規定する道路の位置

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年四月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 Route Zero
- 三 代表者の氏名 勅使 祥孝
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県海津市平田町野寺一三三四番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、平等・利他・寛容の精神に基づき、被災者及び被災地域への支援に関する事業、防災についての啓蒙・啓発活動並びに情報の提供に関する事業、青少年を対象とした、日常生活等における悩みについての相談・支援に関する事業、高齢者の日常生活等についての支援に関する事業、地域住民と地域の子ども達との交流の推進に関する事業、地域住民と地元の人が豊かな生活ができるような地域社会の形成に寄与することを目的とする。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十一条第二項の規定により公示します。

平成二十四年度狩猟免許試験の実施

平成二十四年五月八日
岐阜県知事 古 田 肇

一 試験の期日、場所及び申請期間

期 日	場 所	試験の種類	申請期間
平成二十四年七月十四日（土）	高山市千島町九〇〇一 飛驒・世界生活文化センター	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟	平成二十四年六月十二日（火）から平成二十四年六月二十五日（月）まで
平成二十四年八月十一日	美濃加茂市古井町下古井	網猟、わな猟、第一種銃猟及び	平成二十四年七月九日（月）から平成二十四

日（土）	試験の日程	試験の種類	申請期間
平成二十四年九月十三日（木）	午前九時から午前九時三十分まで 知識試験	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟	平成二十四年八月十六日（木）から平成二十四年八月二十九日（水）まで
平成二十四年十一月八日（木）	午前九時から午前九時三十分まで 知識試験 午後一時から午後五時まで 適性試験及び技能試験	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟	平成二十四年十月十二日（金）から平成二十四年十月二十五日（木）まで

- 二 試験の日程
 - 1 受付
午前九時から午前九時三十分まで
 - 2 知識試験
午前九時四十五分から午前十一時十五分まで
 - 3 適性試験及び技能試験
午後一時から午後五時まで
- 三 申請手続
 - 1 申請書類
各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。）で配布する狩猟免許申請書一通に次の書類を添えて申請してください。
（一）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書一通（申請前六か月以内に作成された診断書）（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写しを添付してください。）
（二）写真一枚（申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
（三）住民票一通（狩猟免許を受け、その有効期間内に他種の狩猟免許を受けようとする者を除く。また、本籍の記載は不要）
（四）返信用封筒（長形三号。申請者の住所、氏名及び郵便番号を明記し、八十円分

2 手数料
の郵便切手を貼り付けたもの

申請書に次に掲げる額の岐阜県収入証紙を貼り付けてください(消印はしないでください。)

(一) 狩猟免許を受け、その有効期間内に他種の狩猟免許を受けようとする者及び四に掲げる未更新者 三千九百円

(二) その他の者 五千二百円

3 申請書類の提出先

原則として申請者の住所地を所管する振興局の環境課へ提出してください(住所地を所管しない振興局の環境課にも提出することができます。)

4 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「狩猟免許(試験) 申請書在中」と朱書してください。

5 申請書類の受理後における試験を受けようとする狩猟免許の種類の変更はできません。

6 申請書類の受理後、原則として手数料の返還はできません。

四 未更新者の更新

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条第二号に規定する狩猟免許の有効期間の更新を受けなかった者は、同号の事由がやんだ日から起算して一か月以内に未更新事由書を添えて申請手続をしてください。

五 試験結果の提供

平成二十四年度狩猟免許試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果
知識試験の得点及び技能試験の減点

2 提供期間

合否発表の日の翌日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(岐阜県庁二階 電話〇五八 二七二 一一三八)及び各振興局の所属窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

受験票及び運転免許証等の身分証明書

六 その他

試験に関する問い合わせは、各振興局環境課又は岐阜県環境生活部清流の国ぎぶくりに推進課において受け付けます。

平成二十四年度狩猟免許の更新のための試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第五十一条第二項に規定する狩猟免許の更新のための試験及び同条第四項に規定する講習を次のとおり実施しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十九条第二項において準用する同令第五十一条第二項の規定により公示します。

平成二十四年五月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 試験及び講習の期日、場所

期 日	場 所	申 請 期 間
平成二十四年六月二十六日(火)	美濃市生櫛一六二二二 岐阜県中濃総合庁舎大会議室	平成二十四年六月一日(金)から平成二十四年六月十五日(金)まで
平成二十四年六月十七日(水)	美濃市生櫛一六二二二 岐阜県中濃総合庁舎大会議室	平成二十四年六月五日(火)から平成二十四年六月十八日(月)まで
平成二十四年六月十八日(木)	美濃市生櫛一六二二二 岐阜県中濃総合庁舎大会議室	平成二十四年六月五日(火)から平成二十四年六月二十一日(金)まで
平成二十四年七月三日(火)	多治見市上野町五 六八一 岐阜県東濃西部総合庁舎大会議室	平成二十四年六月八日(金)から平成二十四年六月二十一日(金)まで
平成二十四年七月四日(水)	多治見市上野町五 六八一 岐阜県東濃西部総合庁舎大会議室	平成二十四年六月八日(金)から平成二十四年六月二十一日(金)まで

<p>平成二十四年七月十日 (金)</p> <p>美濃加茂市古井町下古井二六一</p>	<p>大垣市江崎町四二二 三</p> <p>岐阜県西濃総合庁舎大会議室</p>	<p>平成二十四年七月七日 (火)</p> <p>揖斐郡揖斐川町上南方一</p> <p>岐阜県揖斐総合庁舎大会議室</p>	<p>平成二十四年七月三日 (金)</p> <p>山県市岩佐一一七七 一</p> <p>山県市美山中央公民館</p>	<p>高山市上宝支所大会議室</p> <p>高山市上宝町本郷五四〇</p>	<p>美濃加茂市古井町下古井二六一</p> <p>○ 一</p> <p>岐阜県可茂総合庁舎大会議室</p>	<p>平成二十四年七月九日 (月)</p> <p>高山市上岡本町七 四六八</p> <p>岐阜県飛騨総合庁舎分館三階大会議室</p>	<p>平成二十四年七月六日 (金)</p> <p>美濃加茂市古井町下古井二六一</p> <p>○ 一</p> <p>岐阜県可茂総合庁舎大会議室</p>	<p>平成二十四年七月五日 (木)</p> <p>多治見市上野町五 六八一</p> <p>岐阜県東濃西部総合庁舎大会議室</p>	<p>飛騨市古川町若宮一一 六六</p> <p>古川町公民館 (総合会館)</p>	<p>室</p>
<p>平成二十四年六月二十七日 (水) から平成二十四年七月十日 (火) まで</p>	<p>平成二十四年六月二十三日 (水) から平成二十四年六月二十六日 (火) まで</p>	<p>平成二十四年六月二十日 (水) から平成二十四年七月三日 (火) まで</p>	<p>平成二十四年六月十九日 (火) から平成二十四年七月二日 (月) まで</p>	<p>平成二十四年六月十五日 (金) から平成二十四年六月十九日 (火) まで</p>	<p>平成二十四年六月十三日 (水) から平成二十四年六月十六日 (火) まで</p>	<p>平成二十四年六月十二日 (火) から平成二十四年六月二十五日 (月) まで</p>	<p>平成二十四年六月十二日 (火) から平成二十四年六月二十五日 (月) まで</p>	<p>平成二十四年六月十二日 (火) から平成二十四年六月二十五日 (月) まで</p>	<p>平成二十四年六月十二日 (火) から平成二十四年六月二十五日 (月) まで</p>	<p>平成二十四年六月十二日 (火) から平成二十四年六月二十五日 (月) まで</p>
<p>平成二十四年八月十四日 (金)</p> <p>岐阜県恵那総合庁舎大会議室</p>	<p>恵那市長島町正家後田一 六七</p> <p>岐阜県恵那総合庁舎大会議室</p>	<p>平成二十四年八月十一日 (火)</p> <p>揖斐郡揖斐川町上南方一</p> <p>岐阜県揖斐総合庁舎大会議室</p>	<p>平成二十四年八月十日 (月)</p> <p>恵那市長島町正家後田一〇六七</p> <p>岐阜県恵那総合庁舎大会議室</p>	<p>平成二十四年八月七日 (火)</p> <p>美濃加茂市古井町下古井二六一</p> <p>○ 一</p> <p>岐阜県可茂総合庁舎大会議室</p>	<p>平成二十四年八月三日 (金)</p> <p>羽島市福寿町浅平三 二五</p> <p>羽島市民会館第一会議室</p>	<p>平成二十四年八月二日 (木)</p> <p>郡上市白鳥町白鳥三八 一</p> <p>郡上市白鳥振興事務所会議室</p>	<p>平成二十四年八月一日 (水)</p> <p>郡上市八幡町初音一七二七 二</p> <p>岐阜県郡上総合庁舎大会議室</p>	<p>平成二十四年七月三十一日 (火)</p> <p>郡上市八幡町初音一七二七 二</p> <p>岐阜県郡上総合庁舎大会議室</p>	<p>平成二十四年七月十七日 (金)</p> <p>各務原市産業文化センター</p>	<p>岐阜県可茂総合庁舎大会議室</p>
<p>平成二十四年八月十四日 (火) まで</p>	<p>平成二十四年八月一日 (水) から平成二十四年八月十四日 (火) まで</p>	<p>平成二十四年七月二十七日 (金) から平成二十四年八月十日 (金) まで</p>	<p>平成二十四年七月二十七日 (金) から平成二十四年八月十日 (金) まで</p>	<p>平成二十四年七月二十七日 (金) から平成二十四年八月十日 (金) まで</p>	<p>平成二十四年七月二十三日 (月) から平成二十四年七月二十七日 (金) まで</p>	<p>平成二十四年七月二十日 (金) から平成二十四年七月二十三日 (月) まで</p>	<p>平成二十四年七月二十日 (金) から平成二十四年七月二十三日 (月) まで</p>	<p>平成二十四年七月二十日 (金) から平成二十四年七月二十三日 (月) まで</p>	<p>平成二十四年七月二十日 (金) から平成二十四年七月二十三日 (月) まで</p>	<p>平成二十四年七月二十日 (金) から平成二十四年七月二十三日 (月) まで</p>

平成二十四年八月十七日(月)	岐阜市司町一 岐阜県岐阜総合庁舎大会議室	平成二十四年八月三日(金)から平成二十四年八月十七日(金)まで
平成二十四年八月十八日(火)	恵那市長島町正家後田一 六七 七一 岐阜県恵那総合庁舎大会議室	
平成二十四年八月十九日(水)	本巣市文殊三二四 本巣すこやかセンター 恵那市長島町正家後田一〇六七 七一 岐阜県恵那総合庁舎大会議室	
平成二十四年八月三十一日(金)	海津市海津町高須五八五 一 海津農村環境改善センター 恵那市長島町正家後田一〇六七 七一 岐阜県恵那総合庁舎大会議室	平成二十四年八月八日(水)から平成二十四年八月二十一日(火)まで
平成二十四年九月三日(月)	恵那市長島町正家後田一〇六七 七一 岐阜県恵那総合庁舎大会議室	平成二十四年八月十日(金)から平成二十四年八月二十四日(金)まで
平成二十四年九月四日(火)	岐阜市藪田南五 一四 一一一 岐阜県シンクタンク庁舎大会議室	

二 試験及び講習の日程

1 受付

午前八時三十分から午前九時まで

2 講習

午前九時から正午まで

3 適性試験

午後一時から午後四時まで

三 申請手続

1 申請書類

各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。)で配布する狩猟免許更新申請書一通に次の書類を添えて申請してください。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書一通(申請前六か月以内に作成された診断書)(申請者が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写しを添付してください。)

(二) 写真一枚(申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

(三) 返信用封筒(長形三号。申請者の住所、氏名及び郵便番号を明記し、八十円分の郵便切手を貼り付けたもの)

(四) 狩猟免状

2 手数料

申請書に二千八百円分の岐阜県収入証紙を貼り付けてください(消印はしないでください。)

3 申請書類の提出先

原則として申請者の住所地を所管する振興局の環境課へ提出してください(住所地を所管しない振興局の環境課にも提出することができます。)

4 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書してください。

5 申請書類の受理後、原則として手数料の返還はできません。

四 免許更新申請の対象者

平成二十一年に狩猟免許を取得し、又は更新した者

五 その他

試験及び講習に関する問い合わせは、各振興局環境課又は岐阜県環境生活部清流の国ぎぶづくり推進課において受け付けます。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十四年五月八日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(病院又は診療所)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	指 定 年 月 日
丹生川診療所	高山市丹生川町方八八番地	精神通院	平成 二四・五・一
はぶくりニック	大垣市桐ヶ崎町五八番地 モアビル二階	精神通院	平成 二四・五・一

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	指 定 年 月 日
マルミ薬局 各務原店	各務原市蘇原東栄町二丁目一〇番地二	精神通院	平成 二四・四・二
マルミ薬局 多治見栄町店	多治見市栄町一丁目三七番二号	精神通院	平成 二四・四・二
マルミ薬局 土岐駅前店	土岐市泉町久尻五七九番地一 TOKI PASEOビル一階	精神通院	平成 二四・四・二
マルミ薬局 土岐西本町店	土岐市泉町久尻字西本町一一番七	精神通院	平成 二四・四・二
ラブダイイチ大垣薬局	大垣市桐ヶ崎町五八番地 モアビル一階	精神通院	平成 二四・五・一
ピノキオ薬局 三町店	揖斐郡揖斐川町長良字上新田六五七番地	精神通院	平成 二四・五・一
フアーマライズ薬局 鶴沼川崎店	各務原市鶴沼川崎町二丁目二二八番地一	精神通院	平成 二四・五・一
グリーン薬局 東海中 央病院前店	各務原市蘇原東島町四丁目五六番地一 J・ARTビル一階	精神通院	平成 二四・五・一
たんぼぼ薬局 東海中 央病院前店	各務原市蘇原東栄町二丁目一〇番地二	精神通院	平成 二四・五・一
ひだ薬局 町方店	高山市丹生川町方三六番地十	精神通院	平成 二四・五・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。
平成二十四年五月八日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	変 更 年 月 日
中部薬品 長良薬局	岐阜市長良東二の六二	精神通院	平成 二四・四・一
中部薬品 可児薬局	可児市土田一三五六の三三	精神通院	平成 二四・四・一
大林調剤薬局 上切店	高山市上切町三四三の一	精神通院	平成 二四・五・一

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年五月八日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年五月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
パロ一高富北店
山県市東深瀬平柳一〇九番地二 外
- 二 意見の概要

<p>同 西 建 築 第 五 四 号 の 五 同 二 二 一 一 一 一 二 五 同 西 建 築 第 七 六 号 の 四 同 三 三 一 一 二 一 一 六 同 西 建 築 第 七 六 号 の 五 同 二 四 一 三 一 九</p>	<p>海 津 市 南 濃 町 奥 条 字 上 河 原 四 三 四 番 三 外 八 十 二 筆</p>	<p>道 路</p>	<p>同</p>	<p>海 津 市 海 津 町 高 須 五 一 五 海 津 市 長 松 永 清 彦</p>
<p>同 岐 建 築 第 二 六 号 の 一 五 同 二 二 四 一 一 一 一 八</p>	<p>同 市 同 字 東 原 六 一 一 番 一、六 二 二 番 一 及 び 六 一 三 番 一</p>	<p>道 路・公 園</p>	<p>同</p>	<p>羽 島 郡 岐 南 町 上 印 食 八 丁 目 八 二 番 地 大 丸 開 発 株 式 会 社 代 表 取 締 役 白 井 泉</p>
<p>同 岐 建 築 第 二 六 号 の 一 六 同 二 二 四 一 一 一 一 一</p>	<p>同 市 穂 積 字 中 原 一 六 二 〇 番 一、一 六 二 二 番 一 及 び 一 六 二 三 番 一</p>	<p>道 路</p>	<p>同</p>	<p>岐 阜 市 藪 田 東 一 丁 目 七 番 八 号 パ ナ ホ ー ム 株 式 会 社 支 配 人 田 中 一 彦</p>
<p>岐 阜 県 指 令 岐 建 築 第 二 六 号 の 一 三 平 成 三 三 一 一 一 一 九</p>	<p>瑞 穂 市 馬 場 前 畑 町 二 丁 目 一 六 番 及 び 一 一 七 番</p>	<p>道 路</p>	<p>開 発 登 録 簿 に よ る</p>	<p>岐 阜 市 金 岡 町 五 番 地 セ ン ト ラ ル 開 発 株 式 会 社 代 表 取 締 役 岩 田 克 弘</p>
<p>開 発 許 可 (変 更 許 可) 番 号 及 び 年 月 日</p>	<p>開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称</p>	<p>公 共 施 設 の 種 類</p>	<p>公 共 施 設 の 位 置 及 び 区 域</p>	<p>開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>

意見なし (届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年五月八日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年五月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) オークワ安八店

岐阜県安八郡安八町大明神字楢ノ木二五二番一 外

二 意見の概要

意見なし (届出事項 新設)

開発行為の工事が完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十四年五月八日

岐阜県知事 古 田 肇

試験名	<p>この試験は、岐阜県職員として大学院修士課程修了及び大学卒業程度の知識、技術又はその他の能力を必要とする事務的又は技術的業務に従事する職員並びに薬剤師に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する職員を採用するためにい</p> <p>ます。</p> <p>一 試験名、試験区分及び採用予定人員</p>																				
	<p>平成二十四年度岐阜県職員採用大学院修士課程修了者試験、大学卒業程度試験及び資格免許職（薬剤師）試験の実施</p> <p>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十四年度岐阜県職員採用大学院修士課程修了者試験、大学卒業程度試験及び資格免許職（薬剤師）試験を次のとおり実施します。</p> <p>平成二十四年五月八日</p> <p>岐阜県人事委員会 委員長 廣 瀬 英 二</p>																				
試験区分	<table border="1"> <tr> <td>同西建築第七四号の四 同 一三三・一〇・二八</td> <td>同西建築第七一号の七 同 二四・二二・一六</td> <td>同西建築第七四号の二 同 一三三・八・一一</td> <td>同西建築第七四号 同 一三三・七・一一</td> <td>同西建築第七四号 同 一三三・七・一一</td> <td>同西建築第七四号 同 一三三・七・一一</td> <td>同西建築第七四号 同 一三三・七・一一</td> <td>同西建築第七四号 同 一三三・七・一一</td> <td>同西建築第七四号 同 一三三・七・一一</td> <td>同西建築第七四号 同 一三三・七・一一</td> <td>同西建築第七四号 同 一三三・七・一一</td> </tr> </table>										同西建築第七四号の四 同 一三三・一〇・二八	同西建築第七一号の七 同 二四・二二・一六	同西建築第七四号の二 同 一三三・八・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一
同西建築第七四号の四 同 一三三・一〇・二八	同西建築第七一号の七 同 二四・二二・一六	同西建築第七四号の二 同 一三三・八・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一											
採用予定人員	<table border="1"> <tr> <td>同西建築第七四号の四 同 一三三・一〇・二八</td> <td>同西建築第七一号の七 同 二四・二二・一六</td> <td>同西建築第七四号の二 同 一三三・八・一一</td> <td>同西建築第七四号 同 一三三・七・一一</td> <td>同西建築第七四号 同 一三三・七・一一</td> <td>同西建築第七四号 同 一三三・七・一一</td> <td>同西建築第七四号 同 一三三・七・一一</td> <td>同西建築第七四号 同 一三三・七・一一</td> <td>同西建築第七四号 同 一三三・七・一一</td> <td>同西建築第七四号 同 一三三・七・一一</td> <td>同西建築第七四号 同 一三三・七・一一</td> </tr> </table>										同西建築第七四号の四 同 一三三・一〇・二八	同西建築第七一号の七 同 二四・二二・一六	同西建築第七四号の二 同 一三三・八・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一
同西建築第七四号の四 同 一三三・一〇・二八	同西建築第七一号の七 同 二四・二二・一六	同西建築第七四号の二 同 一三三・八・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一											

同西建築第七四号の四 同 一三三・一〇・二八	同西建築第七一号の七 同 二四・二二・一六	同西建築第七四号の二 同 一三三・八・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一	同西建築第七四号 同 一三三・七・一一
海津市南濃町吉田字一切六一四番一、 六二二番一、六二二番一、六二六番一、 六二六番一及び六二七番一	不破郡垂井町字永長二四四二番一及び 二四四二番二	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字森前三六 八五番一の一部外十三筆	揖斐郡揖斐川町長良字上新田六五七番 及び六五八番一から六五八番四まで	道路	道路・緑地	道路・緑地	道路	道路	道路	道路
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
福井県坂井市丸岡町下久米田三八 三三三 ケンキ一株式会社 代表取締役 藤 永 賢 一	不破郡垂井町一五九九番地の二 山 崎 賢 男	福井県坂井市丸岡町下久米田三八字三三番 ケンキ一株式会社 代表取締役 藤 永 賢 一	揖斐郡大野町南方石ノ上三五六番地一 社会福祉法人 浩仁会 理事 小林 浩 司							

<p>大学院修士課程修了者試験</p>										機 械 若 干 人
<p>大学卒業程度試験</p>										行 政 五 十 五 人 程 度
電 気 若 干 人	農 業 土 木 若 干 人	建 築 若 干 人	土 木 十 人 程 度	森 林 科 学 若 干 人	畜 産 若 干 人	農 学 若 干 人	心 理 若 干 人	警 察 行 政 十 五 人 程 度	行 政 (福 祉) 若 干 人	行 政 若 干 人

<p>試験名 大学院修士課程修了者試験</p> <p>試験区分 機械</p> <p>受験資格</p> <p>次に掲げる者</p> <p>一 平成二十四年四月一日における年齢が三十一歳未満で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院において修士課程を修了又は平成二十五年三月までに修了見込みの者</p> <p>二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>次に掲げる者</p> <p>一 平成二十四年四月一日における年齢が二十歳以上二十九歳未満の者</p> <p>二 平成二十四年四月一日における年齢が二十歳未満の者で次に掲げるもの</p> <p>イ 学校教育法に基づく大学を卒業又は平成二十五年三月までに卒業見込みの者</p> <p>ロ 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者</p>											資格免許職試験	機械	薬剤師	五	人	干	程	度	人
電気	農業土木	建築	土木	森林科学	畜産	農学	心理学	警察行政	行政(福祉)	行政									
<p>ただし、次の各号の一に該当する者は受験できません。</p> <p>1 日本の国籍を有しない者（ただし、大学院修士課程修了者試験における「機械」、大学院修了者試験における「心理」「電気」「機械」及び資格免許職試験における「薬剤師」を除く。）</p> <p>2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。</p> <p>三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表</p> <p>1 第一次試験</p> <p>(一) 日時及び場所 平成二十四年六月二十四日（日）午前八時三十分から岐阜市において行います。</p> <p>(二) 方法</p> <p>(1) 教養試験 公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を大学院卒業程度で二時間三十分にならって行います。</p> <p>(2) 専門試験 試験区分に応じた専門的知識、技術又はその他の能力について、択一式による筆記試験を大学院修了程度又は大学院卒業程度で二時間にわたって行</p>											資格免許職試験	薬剤師	<p>平成二十四年四月一日における年齢が二十九歳未満で、薬剤師の免許を有する者又は平成二十五年に実施される国家試験による当該免許を得る見込みの者</p>						

<p>います。 試験問題の出題分野は、次のとおりです。 大学院修士課程修了者試験</p>																																									
試験区分	出題分野	試験区分	出題分野	機械	学・制御、機械設計、機械材料、機械工作、品質工学等	試験区分	出題分野	行政(福祉)	行政学、憲法、行政法、民法、社会福祉概論(社会保障を含む)、社会学概論、社会心理学及び一般心理学、社会調査等	試験区分	出題分野	行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等	試験区分	出題分野	警察行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等	試験区分	出題分野	心 理	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む)、応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・研究法、統計学等	試験区分	出題分野	農 学	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等	試験区分	出題分野	畜 産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般等	試験区分	出題分野	森 林 科 学	森林政策・森林経営学、造林学(森林生態学、森林保護学を含む)、林業工学、林産一般、砂防工学等	試験区分	出題分野	土 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画等	試験区分	出題分野	建 築	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等

資格免許職試験	試験区分	出題分野	農 業 土 木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般等	電 気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等	機 械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作等
薬剤師	出題分野	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度等	論文試験	<p>(3) 論文試験 講見、論理性、思考力等について試験を行います。 なお、この試験は第二次試験として評価します。</p> <p>(三) 合格者発表 平成二十四年七月六日(金)(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。 岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」のアドレス http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/syokuin/saiyo/saiyo-info/</p>	第二次試験	<p>第一次試験の合格者に対して行います。 (一) 日時及び場所 平成二十四年七月中旬から八月月上旬(予定)に岐阜市において行います。 なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。</p> <p>(二) 方法 口述試験</p>	集団討論試験	<p>(2) 人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。</p>

社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います
 (大学院修士課程修了者試験を除く。)

(3) 適性検査
 職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十四年八月下旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」といふ。)に記載された上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成二十五年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

なお、免許その他必要とされる資格を有する職については、受験資格に定める期日までに当該免許その他必要とされる資格を取得していないと採用されません。

また、「地方公務員」として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われます。

五 給与等

平成二十四年度の新規採用者の研究職給料表適用職員の給料月額額は、修士課程修了者で二十一万七千七百円、行政職給料表適用職員は、大卒者で十七万八千八百円、医療職(給料表適用職員は、大学六卒者で二十万四千円、大卒者で十八万四千五百円)で原則として毎年一回定期に昇給します。

なお、学校卒業後、民間等における職歴がある場合は、一定の基準により加算されます。また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各振興局(振興

局に置かれる事務所を含む。)等で配布するほか、岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「修士請求」、「大卒請求」又は「薬剤師請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込の方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「修士受験」、「大卒受験」又は「薬剤師受験」と朱書きし、〒五〇〇 八五七〇(住所不要)岐阜県人事委員会事務局宛で、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十四年五月八日(火)から五月二十五日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、五月二十五日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係(電話〇五八二七二 八七九六)へ問い合わせてください。

平成二十四年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験の実施

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十八条第一項の規定により、平成二十四年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験を次のとおり実施します。

平成二十四年五月八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として大学卒業程度の知識又はその他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するために、身体障がい者を対象に行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員
身体障がい者を対象とした職員採用試験	行政若	干 人

二 受験資格

試験名	受験資格
身体障がい者を対象とした職員採用試験	<p>自力により通勤でき、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者で、次の全ての要件を満たすもの</p> <p>一 平成二十四年四月一日における年齢が二十一歳以上二十九歳未満の者</p> <p>二 身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>三 県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者も含む。）</p> <p>四 活字印刷文による出題に対応できる者</p>

ただし、次の各号の一に該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力

で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十四年六月二十四日（日）午前八時三十分から岐阜市において行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間三十分に行います。

(2) 専門試験

公務員として必要な専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間にわたって行います。試験問題の出題分野は別表のとおりです。

(別表)

試験区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
	以上五十題のうち四十題を択

(3) 論文試験

識見、論理性、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成二十四年七月六日（金）（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」のアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/syokuin/saiyo/saiyo-info/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十四年七月下旬から八月上旬(予定)に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(3) 身体精密検査

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います。

(所定の身体検査書の提出を求めます。)

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十四年八月下旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に合格の結果を通知します。

4 合格から採用まで

この試験の合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載された上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成二十五年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に登載された者が全て採用されるとは限りません。

5 給与等

平成二十四年度の新規採用者の給料月額は、十七万八千八百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)等で配布するほか、岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「県職員行政請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込の方法

申込書に必要な事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「県職員行政受験」と朱書きし、〒五〇〇 八五七〇(住所不要)岐阜県人事委員会事務局宛で、特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十四年五月八日(火)から五月二十五日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、五月二十五日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係(電話〇五八二七二 八七九六)へ問い合わせてください。

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十四年五月八日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名 年月日 役名 氏名 住 所
土 地 退 任 役 名 氏 名 住 所
改良区名 年月日 役名 氏名 住 所

井水土地 平成 理事 牧村文男 揖斐郡池田町畑一八二番地の一の
改良区 二四・三三

就任した役員

土地改良区名 年月日 役名 氏名 住 所
土 地 就 任 役 名 氏 名 住 所
改良区名 年月日 役名 氏名 住 所

井水土地 平成 理事 北野 茂 揖斐郡池田町青柳 九九番地
改良区 二四・三三

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十四年五月八日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名 年月日 役名 氏名 住 所
土 地 退 任 役 名 氏 名 住 所
改良区名 年月日 役名 氏名 住 所

金山町東 平成 理事 川尻津義 下呂市金山町戸部 四二七一番地
改 良 区 二四・二四

平成 同 加藤 眞喜男 同 東沓部 四二一番地
二四・三三

土地改良区名 年月日 役名 氏名 住 所
土 地 就 任 役 名 氏 名 住 所
改良区名 年月日 役名 氏名 住 所

金山町東 平成 理事 日下部 隆寿 下呂市金山町戸部 四三五〇番地一
改 良 区 二四・三三 同 中島 忠雄 同 東沓部 二四九番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年五月八日

岐阜県知事 古田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
萩原町川西南部土地改良区	平成二四・四・一九

平成二十四年五月八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社